

水銀に関する水俣条約の説明書

外務省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
二	条約の内容	二
1	目的	二
2	定義	二
3	水銀の供給源及び貿易	二
4	水銀添加製品	三
5	水銀又は水銀化合物を使用する製造工程	三
6	要請により締約国が利用可能な適用除外	三
7	零細及び小規模な金の採掘	三
8	排出	四
9	放出	四
10	水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管	四
11	水銀廃棄物	四
12	汚染された場所	五
13	資金及び資金供与の制度	五

14	能力形成、技術援助及び技術移転	五
15	実施及び遵守に関する委員会	五
16	健康に関する側面	五
17	情報の交換	六
18	公衆のための情報、啓発及び教育	六
19	研究、開発及び監視	六
20	実施計画	六
21	報告	六
22	有効性の評価	六
23	締約国会議及び事務局	六
24	紛争の解決	七
25	最終条項	七
26	附属書	七
三	条約の実施のための国内措置	八
(参 考)		九

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 水銀は、一度環境に排出されると分解されことなく自然界を循環する環境残留性及び長距離移動性を有する。十九世紀半ばの産業革命以降、水銀の人為的な排出により環境中の水銀濃度は増加している。先進国における水銀の使用量は減少してきているものの、途上国を中心に水銀が引き続き使用され、金の採掘及び廃鉱山における水銀汚染、工場跡地の残留水銀の処理の問題等が発生するなど、水銀及び水銀化合物による人の健康及び環境への被害が顕在化している。

(2) このような事情を踏まえ、平成二十一年（二千九年）二月に開催された国際連合環境計画（UNEP）第二十五回管理理事会において国際的な水銀管理に係る法的拘束力のある文書の作成及びそのための政府間交渉委員会の設置が決定された。これを受け、平成二十二年（二千十年）以降五回にわたって政府間交渉委員会が開催され、平成二十五年（二千十三年）熊本で開催された外交会議において、この条約が全会一致で採択され、署名のために開放された。我が国からは、岸田外務大臣が出席して署名を行った。

2 条約締結の意義

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的として、水銀及び水銀化合物の規制等について定めるものである。我が国が、我が国の都市名を冠したこの条約を締結し、その早期発効に寄与することは、水銀及び水銀化合物から人の健康及び環境を保護するための国際的な取組の推進に積極的に貢献するとの見地から有意義であると認められる。

3 条約締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

- (1) 締約国について条約が効力を生じた日から、新規の水銀の一次採掘を禁止し、既存の一次採掘については最長十五年の期間に限り許可すること。
- (2) この条約に基づいて許可される用途等を目的とする場合に限り締約国が同意を与えたときを除くほか、他の締約国への水銀の輸

出を許可しないこと。条約が定める場合を除くほか、非締約国への水銀の輸出を許可しないこと。

(3) 附属書に掲げる水銀添加製品について、段階的廃止期限の後には、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないこと。

(4) 附属書に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用の禁止及び制限のための措置をとること。

(5) 附属書に掲げる発生源からの水銀の大気への排出を規制するための措置をとること。水銀の水及び土壌への放出を規制するための措置をとること。

(6) 水銀廃棄物以外の水銀及び水銀化合物の暫定的保管を環境上適正な方法で行うこと。

(7) 水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理すること。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、水銀及び水銀化合物から人の健康及び環境を保護するための国際協力を促進する重要な環境条約であり、我が国がその早期発効に寄与し、この条約の発効当初から締約国として条約の実効性を高めるために積極的に参画していくことが我が国の利益に資するものであること、また、我が国は、条約作成の段階から交渉に積極的に参加してきており、引き続き水銀及び水銀化合物から人の健康及び環境を保護するための国際的な取組の推進に積極的に貢献する姿勢を内外に示すことが重要であることから、この条約を早期に締結することが望ましい。

二 条約の内容

この条約は、前文、本文三十五箇条、末文及び五の附属書から成り、その概要は、次のとおりである。

1 目的（第一条）

この条約は、水銀及び水銀化合物の人為的な排出及び放出から人の健康及び環境を保護することを目的とする。

2 定義（第二条）

この条約上の用語（「水銀」、「水銀化合物」、「水銀添加製品」等）について定義している。

3 水銀の供給源及び貿易（第三条）

(1) 締約国は、この条約が自国について効力を生じた日に自国の領域において行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはなら

ない。この条約が自国について効力を生じた日に行われていた水銀の一次採掘に限り、最長十五年の期間許可する。

- (2) 締約国は、この条約に基づき許可される用途及び第十条に規定する環境上適正な暫定的保管のために行われる場合に限り輸出締約国に対し書面による同意を与えた締約国への輸出を除くほか、水銀の輸出を許可してはならない。この条約に定める場合を除くほか、非締約国への水銀の輸出入を許可しないものとする。

4 水銀添加製品（第四条）

- (1) 締約国は、附属書Aにおいて適用除外を定める場合又は第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、同附属書第一部に掲げる水銀添加製品について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、当該水銀添加製品の製造、輸入又は輸出を許可しないものとする。

- (2) 締約国は、附属書A第二部の規定に従って、歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための措置をとる。

- (3) 締約国は、自国について製造、輸入及び輸出が許可されていない水銀添加製品が組み立てられた製品に組み込まれることを防止する措置をとる。

5 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（第五条）

- (1) 締約国は、第六条の規定に従って当該締約国が適用除外を登録した場合を除くほか、附属書B第一部に掲げる製造工程における水銀又は水銀化合物の使用について、段階的廃止期限の後は、適当な措置をとることにより、許可しないものとする。

- (2) 締約国は、附属書B第二部の規定に従って、同附属書第二部に掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を制限する措置をとる。

- (3) 締約国は、自国についてこの条約が効力を生ずる前に存在していなかった設備について、附属書Bに掲げる製造工程における水銀及び水銀化合物の使用を許可してはならない。

6 要請により締約国が利用可能な適用除外（第六条）

附属書A及び附属書Bに掲げる段階的廃止期限の適用除外の登録に関する手続等について規定している。

7 零細及び小規模な金の採掘（第七条）

自国の領域内においてこの条の規定の対象となる零細及び小規模な金の採掘及び加工を行う締約国は、当該採掘及び加工における水銀及び水銀化合物の使用並びに当該採掘及び加工から生ずる水銀の環境への排出及び放出を削減し、及び実行可能な場合には廃絶するための措置をとる。

8 排出（第八条）

- (1) 関係する発生源（附属書Dに掲げる発生源の分類の一に該当する発生源）を有する締約国は、排出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。
- (2) 締約国は、新規の発生源に関し、排出を規制し、及び実行可能な場合には削減するため、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後五年以内に、利用可能な最良の技術及び環境のための最良の慣行の利用を要求する。
- (3) 締約国は、既存の発生源に関し、できる限り速やかに、遅くともこの条約が自国について効力を生ずる日の後十年以内に、条約が定める一又は二以上の措置を、自国の事情並びに当該措置の経済的及び技術的な実行可能性及び妥当性を考慮の上、いずれかの国内の計画に含め、及び実施する。

9 放出（第九条）

- (1) 締約国は、この条約が自国について効力を生ずる日の後三年以内に及びその後は定期的に、関係する特定可能な発生源の分類を特定する。

- (2) 関係する発生源を有する締約国は、放出を規制するための措置をとるものとし、当該措置並びに期待される対象、目標及び結果を定める自国の計画を作成することができる。

10 水銀廃棄物以外の水銀の環境上適正な暫定的保管（第十条）

締約国は、この条の規定に従って採択される指針を考慮し、かつ、同規定に従って採択される要件に従い、この条約によって締約国に許可される用途のための水銀及び水銀化合物（一定の水銀廃棄物を除く。）の暫定的保管が環境上適正な方法で行われることを確保するための措置をとる。

11 水銀廃棄物（第十一条）

締約国は、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されること、環境上適正な処分のためにのみ回収等されること等の取扱いのために適当な措置をとる。

12 汚染された場所（第十二条）

(1) 締約国は、水銀又は水銀化合物により汚染された場所を特定し、及び評価するための適当な戦略を策定するよう努める。汚染された場所がもたらす危険を減少させるための措置は、環境上適正な方法で行われる。

(2) 締約国は、汚染された場所を特定し、評価し、優先順位を決定し、管理し、及び適当な場合には修復するための戦略の策定及び活動の実施において協力することが奨励される。

13 資金及び資金供与の制度（第十三条）

(1) 締約国は、その能力の範囲内で、自国の政策、優先度及び計画に従い、この条約の実施を意図する各締約国の活動に関する資金を提供することを約束する。

(2) 適当かつ予測可能な及び時宜を得た資金供与を行うための制度について定める。

(3) 締約国会議及び資金供与の制度を構成する主体は、締約国会議の第一回会合において、この条の規定を実施するための取決めに
ついて合意する。

(4) 全ての締約国は、その能力の範囲内で、資金供与の制度への貢献が要請される。

14 能力形成、技術援助及び技術移転（第十四条）

締約国は、その能力の範囲内で、開発途上締約国等がこの条約に基づく義務を履行することを援助するため、時宜を得た適当な能力形成及び技術援助を提供するために協力する。

15 実施及び遵守に関する委員会（第十五条）

この条約の全ての規定の実施を促進し、及び遵守を再検討するため、締約国会議の補助機関としての委員会を含む仕組みを設ける。

16 健康に関する側面（第十六条）

締約国は、危険にさらされている人々、特に、被害を受けやすい人々を特定し、及び保護するための戦略及び計画の作成及び実施を促進すること、水銀又は水銀化合物への曝露^{ばくろ}によって影響を受ける人々に対する予防、治療及びケアのための適当な保健サービスを促進すること等を行うよう奨励される。

17 情報の交換（第十七条）

締約国は、水銀及び水銀化合物に関する科学的、技術的及び経済的な情報並びに法律に関する情報等の交換を円滑にする。

18 公衆のための情報、啓発及び教育（第十八条）

締約国は、その能力の範囲内で、水銀及び水銀化合物の健康及び環境への影響等に関する情報を公衆に提供し、並びに適当な場合には、水銀及び水銀化合物への曝露^{ばくろ}が人の健康及び環境に及ぼす影響に関連する教育、訓練及び啓発を行う活動等を促進し、及び円滑にする。

19 研究、開発及び監視（第十九条）

締約国は、自国の事情及び能力を考慮し、水銀及び水銀化合物の使用、消費、大気への人為的な排出並びに水及び土壌への人為的な放出に関する目録等の開発及び改良のため協力することに努める。

20 実施計画（第二十条）

締約国がこの条約の義務を履行するために実施計画を作成し、及び実施することができること等について規定している。

21 報告（第二十一条）

締約国は、この条約を実施するためにとった措置並びにこの条約の目的を達成する上での当該措置の有効性及び生じ得る課題について、締約国会議に報告する。

22 有効性の評価（第二十二条）

締約国会議は、この条約の効力発生の日から六年以内に及びその後は締約国会議が決定する間隔で定期的に、この条約の有効性を評価する。

23 締約国会議及び事務局（第二十三条及び第二十四条）

(1) 締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の日の後一年以内に招集し、その後は、締約国会議が決定する一定の間隔で開催する旨規定している。また、締約国会議がこの条約により課された任務を実施するために行うことについて規定している。

(2) この条約の事務局の任務は、締約国会議の議決により、他の国際機関に事務局の任務を委任することについて決定しない限り、国際連合環境計画事務局長が遂行する旨規定している。また、事務局の任務について規定している。

24 紛争の解決（第二十五条）

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争の解決について規定している。

25 最終条項（第二十六条から第三十五条まで）

この条約の改正、附属書の採択及び改正、投票権、署名、批准等、効力発生、留保、脱退、正文等について規定している。

26 附属書

(1) 水銀添加製品（附属書A）

(ア) 電池、スイッチ及び継電器等第四条1の規定の適用を受ける水銀添加製品並びにその段階的廃止期限について定める（第一部）。

(イ) 第四条3の規定に関し、歯科用アマルガムの使用を段階的に削減するための締約国による措置について定める（第二部）。

(2) 水銀又は水銀化合物を使用する製造工程（附属書B）

(ア) クロルアルカリ製造等第五条2の規定の適用を受ける工程及びその段階的廃止期限について定める（第一部）。

(イ) 塩化ビニルモノマー製造等第五条3の規定の適用を受ける工程及びそれぞれの工程について締約国がとる措置について定める（第二部）。

(3) 零細及び小規模な金の採掘（附属書C）

自国の領域内における零細及び小規模な金の採掘及び加工が軽微なものではないことを認定する締約国について、当該締約国が作成し、及び実施する国の行動計画に含めるものについて定める。

(4) 水銀及び水銀化合物の 대기 への排出に係る特定可能な発生源の一覧表（附属書 D）

第八条に規定する「関係する発生源」の分類について定める。

(5) 仲裁手続及び調停手続（附属書 E）

この条約の解釈又は適用に係る締約国間の紛争に関する仲裁手続及び調停手続について定める。

三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されることとなっている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十五年十月十日 熊本において採択
- 2 効力発生 平成二十七年二月一日現在 未発効(五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日目の日に効力を生ずる。)

3 署名国 百二十七箇国及び欧州連合

アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ベルギー、ベナン、ボリビア、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エチオピア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、ケニア、大韓民国、クウェート、ラトビア、リベリア、リビア、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、マリ、マルタ、モリタニア、モリシヤス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パキスタン、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、ロシア、サモア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スウェーデン、スイス、シリア、タンザニア、トーゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

4 締約国 平成二十七年二月一日現在 十箇国

ジブチ、ガボン、ギニア、ガイアナ、レソト、モナコ、ニカラグア、セーシェル、アメリカ合衆国、ウルグアイ

